

制度名	資金の種類	融資の対象者	資金使途	貸付限度額	融資期間	償還方法	保証等の条件	利子補給率	信用保証料の補助率 (100円未満切捨)	責任共有
青梅市 中小企業振興資金等 融資制度	運転資金	市内に住所があり、かつ1年以上事業を営み、市税を滞納していない中小企業者および団体(組合の場合、組合員に対する転貸資金を含む)	商品・材料仕入・買掛金・手形決済、諸経費支払等	1,000万円 (団体は5,000万円)	7年以内 (据置期間6ヶ月含む)	元本均等償還	1人以上の連帯保証人または担保あるいは信用保証協会の保証があること	契約利率の10分の4(据置期間は6ヶ月を限度に10分の6)	2分の1	対象
	設備資金	運転資金に同じ (組合の場合、組合施設に限る)(設置場所は市内に限る)	工場・店舗の増改築・機械類の購入等設備の設置改善	2,000万円	10年以内 (据置期間1年含む)					
	小口緊急対策資金	市内に住所があり、かつ1年以上事業を営み、市税を滞納していない中小企業	小口緊急対策的運転資金	500万円	7年以内			契約利率の10分の5(融資実行後1年間に限り全額)	全額 内訳:東京都3分の2 青梅市3分の1	
	開業・ 運転資金	市内に住所を有し市内で中小企業者として新たに開業しようとするものであって、申込みまでに開業についての相談を受け事業計画が明確にされているものおよび開業後1年未満の中小企業者	商品・材料仕入・買掛金・手形決済、諸経費支払等	500万円	7年以内 (据置期間6ヶ月含む)					
	開業・ 設備資金	工場・店舗の増改築・機械類の購入等設備の設置改善	1,000万円							

制度名	資金の種類	融資の対象者	資金使途	貸付限度額	融資期間	償還方法	保証等の条件	利子補給率	信用保証料の補助率 (100円未満切捨)	責任共有
青梅市 小口零細企業 保証資金 融資制度	運転資金	市内に住所があり、かつ1年以上事業を営み、市税を滞納していない中小企業者および団体で、常時使用する従業員の数が以下のとおりであること ●商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業以外) ……5人以下 ●その他 ……20人以下 (設備の設置場所は市内に限る)	商品・材料仕入・買掛金・手形決済、諸経費支払等	1,000万円	他の信用保証協会付融資と合計して2000万円を超えないこと	元本均等償還 または 一括返済 (6ヶ月以内)	信用保証協会の保証があること	契約利率の10分の5	全額 内訳:東京都2分の1 青梅市2分の1	対象外
	設備資金		工場・店舗の増改築・機械類の購入等設備の設置改善	1,250万円						
	小口緊急対策資金		小口緊急対策的運転資金	500万円				7年以内		